

生徒心得

第1章 基本心得

第1条 本校生徒は、校訓「正大 剛毅 優美」の精神に則り、常に高校生としての誇りを保ち、真理を探求し、平和を愛し豊かな教養と秩序ある社会性を身につけ、不屈の心身を養成するように心掛けなければならない。

第2条 本校生徒は常に本校の教育方針を体し、学校教育職員の指導に従うと共に生徒会役員やホームルームの諸係に対しては積極的に協力し、以って本校の発展につとめねばならない。

第3条 本校生徒は、その身分を証明する身分証明書を常時携帯せねばならない。

第2章 一般心得

第1節 礼 儀

第4条 生徒は教職員並びに来訪者に挨拶をおくり、また生徒相互間も友情を高めあうこと。

第5条 生徒間は互いに尊敬し、助け合うと共に、その交際には常に高校生としての節度を守ること。

第6条 校長室、職員室、事務室等に入るときは、入室の心得に従って入ること。
なお、入室の際は、帽子・コート・手袋等は脱ぎ、靴は置いて入室すること。

第7条 丁寧な言葉遣いに心がけること。特に野卑な言葉をつつしむこと。

第8条 各種の集会、発表会等においては静粛を旨とし、他人の発言、発表に傾聴し、他者を尊重する態度で臨むこと。

第9条 言動・行動は時と場所に配慮し、他人に迷惑をかけるようなことは慎むこと。

第2節 学 習

第10条 学習においては常に集中し、授業中、その進行に主体的かつ積極的に参加すること。

第11条 遅刻、早退、その他で授業中に入退出するときは、教科担任にその理由を述べ許可を受けること。

第12条 授業中は、その授業に集中し、関係のない学習その他をしてはならない。

第3節 服 装

第13条 服装は端正にして華美に流れず、清潔に心がけること。

第14条 服装は学校指定のものを着用し、許可なく変形・改造しないこと。

第15条 頭髪・眉

頭髪・眉は流行を追わず節度を保ち清潔に心掛けること。

基本的な考え方として進学・就職時の面接に対応できる髪型・眉にすること。

(具体例)

パーマ、脱色、染色、ドライヤー焼け、極端な刈り上げ、左右非対称的なカットについては禁止する。

眉は剃らないこと。

前髪は目にかからないこと

肩以上の長さになったら黒・紺のゴム・紐で結ぶこと。

第16条 口紅（色付きリップクリームも含む）、マニキュア、香水、ファンデーションの使用など化粧及びそれに類する行為は行わないこと。また、ピアス、ネックレス、指輪等の装飾品は着用しないこと。

第17条 制服は学校指定のものとする。なお、スカート丈は膝頭の下部とする。

第18条 靴下は、男女とも白・黒・紺色のソックスとする。なお冬季のタイツは着用する際は、黒色のものとする。

第19条 式典（入学式、卒業式、記念式典等）の際は、下記の正装とする。

正装	冬季：冬制服を着用し、靴下は白色とする。
	夏季：夏制服を着用し、靴下は白色とする。

第20条 防寒具の着用については、登下校時のみとする。

防寒着は特に指定しないが、部活動で揃えているものや、白色等の明るい色の防寒着が望ましい。

第21条 授業時、または室内において許可なく防寒着は着用しないこと。

第22条 通学用の靴は特に指定しない。

第23条 通学用のかばんは学校指定のものとする。なお学校指定のかばんに入りきれない場合は指定外のものを使用してよい。ただし、学校指定のかばんも同時に使用すること。

第24条 第3節に規定する服装などについて、止むを得ず異なったものを着用また使用する場合は担任の許可を得ること

第3章 厳禁事項

第25条 次の事項は特別指導の対象とする。

- (1) 暴力脅迫行為（金銭強要をふくむ）
- (2) 破廉恥行為（窃盗、万引、無断借用、カンニング等）
- (3) 凶器（バタフライナイフ、ライター等）の所持
- (4) 飲酒，喫煙
- (5) シンナー・禁止薬物等の使用
- (6) 公共物破壊損傷及び他人の物品破損等
- (7) 学割、定期券の不正使用
- (8) 道路交通法や本校の「交通指導規定」で禁止しているもの
- (9) 生徒が立ち入りを禁止された場所への出入り
- (10) 異性交際に行きすぎのあったもの
- (11) その他の違反行為

第4章 校内心得

第1節 清掃

第26条 常に校内の美化に努め、ごみは指定の場所に捨てること。ごみを見かけたら拾って処理すること。

第27条 落書きや建物内の土足通行など美化の目標に反する行為は絶対にしないこと。

第28条 各自責任を持って分担清掃区域の美化に励むこと。

第29条 清掃用具の整備については美化委員会を中心に責任をもつこと。

第30条 部室の清掃は各部員で毎日責任をもつこと。

第2節 校具

第31条 校具は大切に使い、破損に気を付けること。破損した場合は直ちに学校に申し出て、必要な場合は全額又は一部を弁償すること。

第32条 校具は必ず責任者の許可を得たあと使用すること。

第3節 その他

第33条 下校前に許可なく学校外に出ないこと。止むを得ず外出（早退・欠課その他）をする場合はクラス担任の許可を受けること。

第34条 校内において、火気の使用の必要がある場合は、必ず教師の許可を得ること。

第35条 校内において、金銭を集める必要があるときには、前もって関係教師に届け出て許可を受けること。

第36条 校内で掲示・陳列・配布等をする場合は、関係教師の許可を受けること。

第37条 盗難、紛失の事故にあったときは担任に直ちに届け出て「盗難被害報告書」を提出すること。

第5章 登校下校心得

第38条 登校下校時間は厳守すること。

第39条 登校、下校の際は交通道德を守ること。

第6章 校外生活心得

第40条 午後10時以降の夜間外出を禁止する。また、無断外泊を禁止する。

第41条 アルバイトは原則として禁止する。特に事情のあるものは学校の許可を必要とする。